

あなたの無関心が「自転車泥棒」を増加させます！

高島市内における今年8月未現在での自転車盗難の被害数は63台で、昨年の同時期と比べて20台増加しており、既に昨年1年間の被害数とほぼ同数になっています。

このほかに被害届がされないまま発見されたものを含めると、被害は105台にのぼります。

被害届のあった自転車のうち約6割が鍵をかけていませんでした。自転車を盗まれても「新しいのを買えばいい」「見つせ見つからない」と届け出をしない人も多いと思います。



■被害の6割が無施錠
施錠有り 26台
施錠無し 37台

■被害者の6割が学生
高校生 35人
中学生 3人

主な発生場所	台数
高島 近江高島駅周辺	3台
安曇川 安曇川駅周辺	12台
新旭 新旭駅周辺	4台
今津 近江今津駅周辺	11台
学校	13台
学校	3台

でも、自転車に鍵をかけない「あなた」盗まれても届け出をしない「あなた」そんな「あなた」の無関心が「自転車泥棒」を増加させているのです。自転車を止めるときは、少しの時間で少しい時間でも面倒くさがらず必ず鍵をかけましょう。また、万一盗難にあった場合にも必ず防犯登録をしておくようにしましょう。

■高島警察署生活安全課

市役所 総合防災課
電話(25)8133

みんなで犬・猫のトラブルを無くしましょう

◇問われる飼い主のマナー

ペットの「フン」「鳴き声」などの苦情の件数が増加しています。また、犬の散歩で道路などへの「フン」の放置も目立ちます。動物のえさの世話や健康管理はもちろん、犬のむだ吠え、猫のトイレのしつけ、ふん尿の処理などは、飼い主が責任をもって行いましょう。また、繁殖を希望しない場合は、不妊手術、去勢を施すのも飼い主の努めです。

◇罰則もある動物虐待

「世話がたいへん」「かわいくなかったから」と飼えなくなった犬や猫は滋賀県で年間3,162匹(平成17年度)も処分されています。犬や猫に限らず、全国では捨てられたワニやヘビが公園などで発見されています。ここ数年、動物の殺傷などの虐待事件も増え、社会問題として注目されています。こうした情勢を受けて、平成18年6月に「動物愛護管理法」が改正され、動物の殺

傷などの虐待、遺棄などに対する罰則が強化されました。みだりに愛護動物を殺傷した者は「1年以下の懲役または100万円以下の罰金、虐待・遺棄した者は「50万円以下の罰金」が明記されています。

◇不幸な犬や猫を増やさないために

法律では、動物愛護とペットの飼育方法などについても幅広く規定しています。飼い主は動物の健康を守り、周囲に迷惑をかけないしつけと配慮を欠かさないと、動物による感染症について正しい知識をもち、鑑札や標識によって動物の所有者を明らかにするよう努めなければならぬということです。動物を飼うということは、命を預かるということ。飼育に伴う様々な手間やトラブル、経済的な負担や住環境も見据えたいうえで、新しい家族になるペットを迎えましょう。

(環境エネルギー課)

高島市青年100人の輪！

8月27日(日)に、第55回滋賀県青年大会が、湖南市、甲賀市の各会場で開催され、高島市から100人の選手が参加しました。今大会には県内各地の青年650人が集い、体育の部10種目、文化の部8種目に分かれて、日ごろの練習の成果を競い合いました。

高島市は、総合で準優勝と昨年を上回る成績を収めることができました。

1位または優秀賞に選ばれたみなさんは、11月に東京で開催される全国青年大会に、滋賀県代表として出場されます。

今津弘川運動公園が完成

今津弘川運動公園(今津中学校南隣)に、水泳プールに続いて、テニス(2面)やフットサル(1面)などができる砂入り人工芝の施設が完成しました。使用に関することは次にお問い合わせください。

■今津支所地域振興課

電話(25)25501
または、市民スポーツ課

電話(32)4459
(市民スポーツ課)



※テニスとフットサルの同時使用は出来ません。

子育て応援ブックができました

市では、子育てのヒントや役立つ情報がいっぱい「子育て応援ブック」を作成しました。

この応援ブックは、出産時から子どもへの成長に応じた支援策や子どもに関する手当や制度の説明、市内の病院や相談窓口の連絡先が検索できるなど、使い勝手に工夫した一冊です。

配布については、0歳から3歳未満のお子さんをお持ちのご家庭には、各種健診や子育て支援センター事業等を通じてお渡しします。また、市民窓口や各



支所保健センター等でお渡しするほか、市のホームページからもダウンロードできますのでぜひご利用ください。

(子ども家庭総務課)

「特定地域経済活性化対策推進地域」に高島地域が選定

特定地域経済活性化対策推進地域とは、地域経済の活性化を促進することが特に必要であると認められる地域の中から、国、県および市町村の協議によって選定される地域のことです。今年度は、全国で17地域(15都道府県、105市町村)が選定されました。この推進地域に選定されたところでは、3か年にわたる特定地域経済活性化計画を策定することにより、国より一定の財政支

援を受けることができます。

合併前の平成15年度に旧高島郡全域が推進地域の指定を受け、平成17年度までの間、地域経済の活性化を図るため様々な対策を講じてきました。今回の地域指定は、これを引き継ぐ形としてさらに今後3年間、地域経済活性化のための対策を実施しようとするものです。

(企画調整課)